

(事業者の方へ)

## 令和4年6月までの雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について業況特例の申請を行う**全ての事業者**は、**申請の都度、業況の確認**を行いますので、**売上等の生産指標の提出が必要になります。**

その際、提出する生産指標は、**最新の数値**を用いて判断することになります（**原則として生産指標を変更することはできません。**）。

※詳細は裏面をご確認ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和4年3月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年6月30日**まで以下の通りとなります。

### 特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年		令和4年	
		5月～12月		1月・2月	3～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円	
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円		
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円	
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円		

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

#### 解雇等の有無の確認について

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

#### お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

#### その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

### 不正受給への対応を厳格化します

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行っています。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

#### お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL040322企01